

## オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 3 年 7 月 31 日）

府省名	国土交通省
対象事業名	海上交通安全法及び港則法関連手続

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
33404	入出港の届出（特定港）	申請等	国民等、 民間事業者等	国	569,939	393,589	69%	80%	令和 7 年度 末
33405	けい留施設の供用の届出（特定港）	申請等	国民等、 民間事業者等	国	318,633	227,573	71%	80%	令和 7 年度 末
33411	危険物の積込等の許可（特定港）	申請等	国民等、 民間事業者等	国	173,603	149,212	86%	95%	令和 7 年度 末
33413	事前通報	申請等	国民等、 民間事業者等	国	151,347	6,952	5%	50%	令和 7 年度 末

33414	巨大船等の航行に関する通報	申請等	国民等、民間事業者等	国	279, 821	201, 268	72%	80%	令和7年度末
-------	---------------	-----	------------	---	----------	----------	-----	-----	--------

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

※「事前通報」に係る「オンライン利用率」は、令和2年度以前のオンライン申請件数の内訳が不明なため、NACCS 利用の件数のみを用いて算出

## 2. 対象事業の概要

特定の船舶が特定の海域における航行もしくは出入港を行う際には、海上保安庁長官または港長への通報または届出を必要としている。  
また、特定港におけるけい留施設の供用もしくは危険物の荷役を行う際には、特定港の港長へ届出または申請を必要としている。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

VHF 無線、電話、メールまたは NACCS によるオンライン申請を可能としている。

※NACCS (Nippon Automated Cargo and port Consolidated System (輸出入・港湾関連情報処理システム)) : 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が運用するシステムで、インターネットを利用して手続を電子的に行うことを可能とするシステム

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

##### <4-1>

手続名	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 入出港の届出（特定港）</li><li>・ けい留施設の供用の届出（特定港）</li><li>・ 危険物の積込等の許可（特定港）</li></ul>
各手続の概要	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 入出港の届出（特定港） 港則法第4条では、船舶が特定港を入出港する際は、港長へその旨を届け出なければならないとされており、港則法施行規則第1条において定める事項について、各船舶から入出港の届出が提出される。</li><li>・ けい留施設の供用の届出（特定港） 港則法第5条第5項では、特定港の係留施設の管理者に対し、一定の事項をあらかじめ港長に届け出なければならないとされており、港則法施行規則第4条第4項において定める事項について、けい留施設の管理者から供用の届出が提出される。</li><li>・ 危険物の積込等の許可（特定港） 港則法第22条第1項では、特定港において危険物の荷役を行うときは港長の許可を受けなければならないこととされており、各船舶から危険物荷役許可申請が提出される。</li></ul>

	<p><b>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入出港の届出（特定港） 年間総手続件数（令和2年度）533,263件 オンライン利用率 R2D：72.45%、R1D：69.06%、H30D：69.27%、H29D：67.66%、H28D：66.79%</li> <li>・けい留施設の供用の届出（特定港） 年間総手続件数（令和2年度）300,836件 オンライン利用率 R2D：73.65%、R1D：71.42%、H30D：71.18%、H29D：65.51%、H28D：63.85%</li> <li>・危険物の積込等の許可（特定港） 年間総手続件数（令和2年度）162,961件 オンライン利用率 R2D：88.72%、R1D：85.95%、H30D：85.15%、H29D：84.51%、H28D：83.79%</li> </ul>
<p>オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方</p>	<p><b>【目標】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用率 80%（入出港の届出及びけい留施設の供用の届出）</li> <li>・オンライン利用率 95%（危険物の積込等の許可）</li> </ul>
<p>（主要な手 続について 目標設定）※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載</p>	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度末まで</li> </ul>
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入出港の届出及びけい留施設の供用の届出については、既に70%以上となっているが、更なる拡大を目指し令和7年度末までに、80%以上とすることを目標とする。</li> <li>・危険物の積込み等の許可については、80%以上となっているが、最終的に100%の実現を見据えつつ、令和7年度末までに、95%以上とすることを目標とする。</li> <li>・目標設定にあたり、過去5年平均の増加率を加味し進捗管理を行うこととし、目標設定についても、5年後となる令和7年度末までとする。</li> </ul>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	小規模事業者や個人の船主については、紙での報告になじみがあり、新たにオンライン化する動機づけが低い場合がある。
	中間 KPI	<p>【目標・達成期限】 申請者への周知を図り、令和 5 年度末までにオンライン利用率を下記のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入出港の届出（特定港）：75%以上</li> <li>・ けい留施設の供用の届出（特定港）：75%以上</li> <li>・ 危険物の積込等の許可（特定港）：90%以上</li> </ul> <p>【KPI の定義】 オンライン利用率 = (NACCS による申請件数/全申請件数)</p>
	アクション プラン a	【取組内容】 国民及び関係団体への周知
		【取組期限（期間）】 令和 7 年度末まで
	アクション プラン b	【取組内容】
		【取組期限（期間）】
	アクション プラン c	【取組内容】
		【取組期限（期間）】

<4-2>

<p>手続名</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前通報</li> <li>・ 巨大船等の航行に関する通報</li> </ul>
<p>各手続の概要</p>	<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>港則法第 38 条第 2 項では、船舶（管制対象船舶）が特定港内の水路を航行しようとするときに事前に通報しなければならないとしており、各船舶から事前に通報がなされる。※管制対象船舶は水路ごとに省令で規定（例：東京西航路 長さ 100 メートル以上、横浜航路 長さ 50 メートル以上）</li> </ul> </li> <li>・ 巨大船等の航行に関する通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>海上交通安全法第 22 条では、船舶（長さ 160 メートル以上（伊良湖水道航路は長さ 130 メートル以上、水島航路は長さ 70 メートル以上））が航路を航行しようとするときは通報しなければならないとしており、各船舶から通報がなされる。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【年間総手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去 5 年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>年間総手続件数（令和 2 年度） 151,347 件</li> <li>オンライン利用率 R2D : 4.89%、R1D : 4.59%、H30D : 4.10%、H29D : 4.34%、H28D : 4.33%</li> <li>※オンライン申請件数の内訳が不明なため、NACCS 利用の件数のみを用いて算出</li> </ul> </li> <li>・ 巨大船等の航行に関する通報 <ul style="list-style-type: none"> <li>年間総手続件数（令和 2 年度） 256,154 件</li> <li>オンライン利用率 R2D : 73.16%、R1D : 71.93%</li> <li>※H28D～ H30D はデータがないため算出不能</li> </ul> </li> </ul>

オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考え 方 (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	【目標】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン利用率 50% (事前通報)</li> <li>・オンライン利用率 80% (巨大船等の航行に関する通報)</li> </ul>	
	【取組期間 (達成期限)】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度末まで</li> </ul>	
	【目標・期間設定の考え方】	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前通報については、オンライン利用の推進により、50%以上とすることを目標とする。</li> <li>・巨大船等の航行に関する通報については、既に70%以上となっているが、更なる拡大を目指し令和7年度末までに、80%以上とすることを目標とする。</li> </ul>	
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン①	課題	オンライン申請の普及啓発を強化する必要がある。
	中間 KPI	【目標・達成期限】 申請者への周知を図り、令和5年度末までにオンライン利用率を下記のとおりとする。
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前通報：40%以上</li> <li>・巨大船等の航行に関する通報：75%以上</li> </ul>
		【KPI の定義】 オンライン利用率 = (無線 VHF、電話、メール、NACCS による申請件数 / 全申請件数)
	アクション プラン a	【取組内容】 国民及び関係団体への周知
		【取組期限 (期間)】 令和7年度末まで
アクション プラン b	【取組内容】	
	【取組期限 (期間)】	

	アクション	【取組内容】
	プランc	【取組期限（期間）】

#### 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

- ・スコアカードを四半期ごとに海上保安庁ホームページ上にて更新・公表する。

#### 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

- ・年に1回開催される港長との意見交換会において、進捗状況の確認を行い、その結果を毎年9月頃に公表する。

#### 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。